

許可の区分	薬局
開設者	株式会社中沢薬局 代表取締役 中沢 左百合
許可証の記載事項	氏名 株式会社中沢薬局
	名称 株式会社中沢薬局 徳行店
	所在地 山梨県甲府市徳行2丁目382-35
	許可番号 甲第1-38号
有効期間	令和2年12月19日から令和8年12月18日まで
管理者の氏名	中久喜 勇飛
勤務する薬剤師の氏名及び担当業務	中久喜勇飛・猪又悟志・山口千恵・加藤翔舞・小林良成 水村郁巳・元松佐季子・小池直樹・小宮山まり・樋川花帆 (調剤・陳列・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理)
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品 第2類医薬品・第3類医薬品
勤務する者の区分	薬剤師 白衣、名札に氏名及び「薬剤師」を記載
	登録販売者 色付きのジャケット、名札に氏名及び「登録販売者」記載
	一般従事者(事務) 色付きのジャケット、名札に氏名及び「事務」を記載
営業時間	月・火・水・金 9:00~18:10 土 9:00~17:10
休業日	木曜日、日曜日、祝祭日
営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間	なし
相談を受けける時及び緊急時の連絡先	(株)中沢薬局 徳行店 TEL 055-268-3900 / FAX 055-268-3901
当薬局は、患者様ごとに服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成し、調剤の都度、取扱いの注意、薬によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、また複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。	
当薬局は、後発医薬品調剤体制加算を算定し、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。	

夜間・休日等加算の対象時間および営業時間外の時間外調剤料について

保険薬局では開局時間外に調剤を行った場合、厚生労働省の通知により以下の時間帯に来局された患者様に対し加算を算定する事になっています。
ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

●夜間・休日等加算(延長開局中のみ)

平日：6:00~8:00、19:00~22:00
土曜日：6:00~8:00、13:00~22:00

※延長開局中の場合のみ夜間・休日等加算を算定します。

●時間外加算

平日：6:00~8:00、18:00~22:00
土曜日：6:00~8:00、18:00~22:00

●休日加算

休日：日曜日および国民の休日

●深夜加算

22:00~翌日の6:00

年末年始：12月29日～翌年1月3日(休日として取り扱います)

当薬局の取得免許・許可一覧

- 麻薬小売業者免許
- 障害者自立支援援護法第60条第1項に規定する指定
自立支援医療機関：育成医療・更生医療・精神通院医療
- 生活保護法第49条の3の規定による医療機関
- 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規程による指定医療機関
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第19条第1項の規程による指定
- 第二種協定指定医療機関の指定

生活保護法指定医療機関

当薬局の施設基準一覧

- 調剤基本料1
- 服薬管理指導料
- 後発医薬品調剤体制加算3
- 連携強化加算
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 医療情報取得加算
- 医療DX推進体制整備加算

個人情報の利用目的

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

- ◎当薬局における調剤サービスの提供
- ◎医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ◎病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ◎病院、診療所などからの照会への回答
- ◎家族などへの薬に関する説明
- ◎医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ◎薬剤師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社への相談または届出など
- ◎調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◎当薬局内で行う症例研究
- ◎当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ◎外部監査機関への情報提供

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当薬局では、調剤業務や情報提供など、患者様が安全にお薬を服用していただくためのサービスを適切に提供するよう努めています。患者様の個人情報につきましても、適切に保護することが重要な責務であると考えております。

以下のとおり個人情報保護に関する方針を定め、全職員に周知徹底を行い、個人情報保護に努めます。

- ◎個人情報の収集、利用及び提供について

患者さまへの安全で適切な医療を提供するために、必要な範囲で個人情報を収集いたします。その利用については、あらかじめ利用目的をお知らせし、その範囲を超えた利用及び第三者への提供は、以下の場合を除き原則致しません。

- ◇事前に患者さまの同意をいただいている場合
- ◇個人が識別できない状態に加工してから利用する場合
- ◇法令等に基づく場合や生命、身体等の保護が優先される場合
- ◎個人情報の安全管理について

患者さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどに対する適切な情報セキュリティ対策を実施し、個人情報の安全管理に努めます。

（スキャナ等で電子化して保存する場合や外部に保存する場合についても同様）

- ◎個人情報の開示、修正等

患者さまからご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当薬局の開示手順に従った対応を致します。また、訂正や利用停止を求められた場合も、調査を行い適切に対応を致します。

- ◎関係法令及びガイドライン等の遵守

当薬局は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、その他の規範を遵守し、継続的な改善が図られるよう取組んでまいります。

医療の透明化のために明細書を発行しています

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行いたしております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております。

株式会社中沢薬局 德行店

開 設 者：株式会社中沢薬局
代 表 取 締 役：中沢 左百合
管 理 薬 剤 師：中久喜 勇飛

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

	医薬品区分	定義及び解説																						
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	要指導医薬品	<p>下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの。</p> <p>イ 再審査を終えていないダイレクトOTC <input type="checkbox"/> スイッチ直後品目 ハ 署薬 ニ 効薬</p>																						
一般用医薬品	第1類医薬品	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に際し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して薬事法第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。(一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。)</p>																						
	第2類医薬品	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く。)であって厚生労働大臣が指定するもの。(一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。) 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。</p>																						
	第3類医薬品	<p>第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。(一般用医薬品の中で比較的リスクが低い医薬品を指します。)</p>																						
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	<p>個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。</p> <p>○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○指定第2類医薬品は、2の文字を○(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。</p> <p>* 要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。</p>																							
(記載例)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>要指導用医薬品</td> </tr> <tr> <td>第①類医薬品</td> </tr> <tr> <td>第②類医薬品</td> </tr> </table>				要指導用医薬品	第①類医薬品	第②類医薬品																	
要指導用医薬品																								
第①類医薬品																								
第②類医薬品																								
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について	<p>要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあっては、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 指定第2類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談されることをお勧めします。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を担う専門家です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>医薬品のリスク分類</th> <th>情報提供等</th> <th>相談があつた場合の応答</th> <th>対応する専門家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要指導医薬品</td> <td>書面で情報提供及び指導</td> <td>義務</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>一般用医薬品</td> <td>書面で情報提供</td> <td>義務</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>指定第2類医薬品 第2類医薬品</td> <td>情報提供は努力義務</td> <td>義務</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> <tr> <td>第3類医薬品</td> <td>薬事法上定めなし</td> <td>義務</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> </tbody> </table>				医薬品のリスク分類	情報提供等	相談があつた場合の応答	対応する専門家	要指導医薬品	書面で情報提供及び指導	義務	薬剤師	一般用医薬品	書面で情報提供	義務	薬剤師	指定第2類医薬品 第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者	第3類医薬品	薬事法上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者
医薬品のリスク分類	情報提供等	相談があつた場合の応答	対応する専門家																					
要指導医薬品	書面で情報提供及び指導	義務	薬剤師																					
一般用医薬品	書面で情報提供	義務	薬剤師																					
指定第2類医薬品 第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者																					
第3類医薬品	薬事法上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者																					
要指導医薬品の陳列等に関する解説	<p>要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。</p>																							
一般用医薬品の陳列に関する解説	<p>第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。</p>																							
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	<p>[医薬品副作用被害救済制度] 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るために、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) http://www.pmda.go.jp/index.html 健康救済制度相談窓口 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)</p>																							
苦情相談窓口	<p>・所轄する保健所名:山梨県甲府市保健所 生活衛生薬務課 電話番号:055-237-2550 受付時間:9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)</p> <p>・独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) 消費者くすり相談室 電話番号:03-3506-9457 受付時間:9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)</p>																							